

## 平成29年度 第1回 青森県青少年健全育成審議会 議事録

日時：平成29年5月31日（水）

13：30～15：30

場所：青森国際ホテル

5階 芙蓉の間

（司会）

それでは定刻となりましたので、ただ今から、平成29年度第1回「青森県青少年健全育成審議会」を開会します。

開会にあたりまして、青森県環境生活部長の鈴木から御挨拶を申し上げます。

（鈴木部長）

皆さん、こんにちは。青森県環境生活部長の鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

平成29年度第1回青森県青少年健全育成審議会の開会にあたりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

本日は御多忙にもかかわらず御出席をいただき、誠にありがとうございます。また、皆様には、常日頃から青少年行政をはじめ、県政全般にわたって格別の御理解と御協力を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、近年、情報化や少子高齢化の進展など、子ども・若者を取り巻く社会環境は急速に変化しておりまして、子どもが加害者又は被害者となる痛ましい事件の発生や、児童生徒の携帯電話・スマートフォンの所有率や使用時間の増加による各種の弊害が生じております。

また、ニート、ひきこもり、不登校など、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子どもや若者に対する支援についても大きな社会問題となっております。

こうした状況を踏まえまして、県では平成25年1月に「青森県子ども・若者育成支援推進計画」を策定し、本県の子ども・若者の成長と自立を社会全体で支援していくため、各種施策を総合的かつ計画的に推進しているところでございます。

本日は、本計画に基づく県の取組状況のほか、青森県青少年健全育成条例の運用概況、また昨年度実施しました青少年の意識に関する調査結果などについて御説明申し上げます。

委員の皆様には、青少年の健全育成に向けて、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます、御挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

（司会）

議事に入ります前に、本日の会議の成立について御報告申し上げます。

青森県附属機関に関する条例により定足数は過半数となっております。本日、今現在ですが、島谷委員、今井委員、宮崎会長、田名場委員、栗林委員、高橋委員が御欠席となっております。委員24名中18名が御出席されておりますので、定足数に達し、成立しています。

なお、田名場委員からは遅れる旨の連絡がありました。

それでは、議事に入ります。これから先の議事進行は、青森県附属機関に関する条例により会長が議長を務めることになっておりますが、本日、宮崎会長は急遽欠席となりました。青森県附属機関に関する条例により副会長が会長に事故があるとき、その職務を代理することになっておりますので、船木副会長に議長をお願いいたします。

それでは船木副会長、よろしくお願いいたします

(議長)

船木です。今日、宮崎会長が欠席ということで、代理で議事進行を務めさせていただきます。不慣れではございますが、皆様の協力で進行させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは議事に従いまして議事を進めたいと思っております。はじめに、議事(1)の青森県青少年健全育成条例の運用概況について、事務局からの報告をお願いいたします。

(事務局)

それでは条例の運用状況等につきまして、説明をさせていただきます。

まず資料1、1の条例制定の趣旨及び経緯でございますが、青森県青少年健全育成条例につきましては、昭和54年12月に制定されまして、その後、青少年を取り巻く社会環境の変化に対応した改正を10回行って現在に至ってございます。

2の青少年健全育成審議会でございますが、本日開催の審議会について、昭和55年、県の条例に基づきまして設置をしたところでございます。この審議会には「図書類等部会」を置くことにしておりまして、図書類等部会では有害図書類の指定、優良書籍等の推奨及び青少年育成関係者等の表彰についての諮問を受けて審議していただいているところでございます。また、平成26年8月には、いじめ防止対策推進法に基づく知事の再調査に係る調査審議を担当する「いじめ調査部会」を審議会に設置しているところでございます。

続きまして3の、先ほど申しました図書類等部会で審査する有害図書の関係ですけれども、条例第12条の規定に基づきまして、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書類を審議会の答申を受けて指定してございます。その指定状況については下表のとおりとなっております。平成28年度は総数としては24冊、有害図書類として指定して公表してございます。

続きまして4の優良書籍、映画及び団体の行う活動の推奨状況でございます。これは条例第25条の規定に基づきまして、青少年の健全な育成に特に有益であると認められる書籍

等について推奨してございます。実績としましては、平成28年度は優良書籍4冊、これはピンク色の冊子の10ページ、11ページにその書籍の内訳が記載されております。御覧のと通りの4冊について指定をさせていただいてございます。

続きまして裏面を御覧ください。5、条例に基づく表彰状況でございます。条例第26条の規定に基づきまして、青少年の健全な育成のために積極的に活動をし、その功績が特に顕著であると認められるもの、または青少年、青少年団体等で模範となるものに対して知事表彰を行ってございます。平成28年度は9個人を表彰してございます。その内容につきましては、ピンク色の冊子の6ページ、7ページ、8ページに9個人の氏名と功績の概要が記載されてございます。後ほど御覧になっていただければと思います。

続きまして最後の項目ですが、6の社会環境浄化活動の状況でございます。(1)としまして、立入調査員の配置及び調査実施状況でございます。条例の遵守状況を調査するための立入調査員を青少年・男女共同参画課の課員8名を配置し、県内全域での調査活動を行ってございます。また、県では毎年立入調査員などによる社会環境浄化一斉調査を行ってございまして、平成28年度の調査におきましては、有害図書類を収納した自動販売機については67台、有害図書類取扱書籍販売店については87店舗、有害図書类等取扱スーパー等につきましては591店舗、有害ビデオ及びDVD取扱店等につきましては84店舗、有害コンピュータソフト販売店については46店舗、個室カラオケ営業店については45店舗を把握してございます。これらにつきましてはピンク色の冊子の12ページから15ページに記載をしてございます。

(2)の有害図書類収納自動販売機の設置状況でございますが、本県における当該自動販売機の設置台数は、下表のとおり平成14年度以降、年々減少の傾向にありますけれども、近年については約70件前後で横ばいという状況でございます。引き続き、設置業者などに対する条例の遵守に関する行政指導等を行っているところでございます。

条例の運用概況につきましては、以上でございます。

(議長)

ありがとうございます。

ただ今の報告説明に対しまして、皆様から御質問、御意見をお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。また後ほど、必要であれば御意見、御質問をいただければと思います。

では、議事の進行を次に進めたいと思います。続いて、(2)青森県子ども・若者育成支援推進計画の進捗状況について、に入ります。青森県子ども・若者育成支援推進計画の進捗状況については、一つ目として計画、それから二つ目として計画に関連するモニタリング指標、三つ目が計画に係る関連事業となっております。これらの関連するところから、事務局

及び関係課から説明をいただきたいと思います。資料に沿って少し長い報告になるかとは思いますが、報告を全て受けてから質疑応答の時間を設けたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

事務局の方、簡潔明瞭に報告をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

(事務局)

それでは資料2、青森県子ども・若者育成支援推進計画について、に基づきまして御説明いたします。

まず、1の計画策定の趣旨でございます。子ども・若者をめぐる様々な問題が顕在化してきたことを受けて、国では平成22年4月、子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組整備と、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワーク整備などを目的とした子ども・若者育成支援推進法が施行されました。

こうした状況を踏まえまして、県ではあおもりの未来を担う人財である子ども・若者の成長と自立を支援していく社会づくりを目指し、関係機関及び県民が一体となって取り組んでいくための指針を定めるため、平成25年1月、「青森県子ども・若者育成支援推進計画」を策定しました。

この計画でございますが、○を1つ飛びまして計画期間、平成25年度から平成29年度までの5年間の計画ということで、今年度が終期でございます。次期計画の策定を予定しているところでございます。

続きまして2ページを御覧ください。計画の体系です。基本理念～あおもりの未来を切り拓く「子ども・若者」を育むために～ということで、基本理念の下、基本目標ⅠからⅢの3つの柱に沿って様々な施策を展開しているということでございます。それぞれ3つの基本目標の下には重点目標の1から11まで、この重点目標に沿って事業を展開しているということでございます。

続きまして3ページを御覧ください。3のモニタリング指標につきましては後ほど詳細に御説明いたします。

4、推進体制でございます。○の2つ目、審議会等による有識者及び県民の意見の反映ということで、こちら、本審議会でございますが、「青森県青少年健全育成審議会」をはじめ、県民等の意見を踏まえながら計画を推進するとともに、提言や意見等を効果的な施策の推進に反映させていくということとしております。

5の次期計画の策定というところを少し御説明いたします。まず進め方でございます。計画の策定にあたっては、現計画策定時と同様、これは県庁内の組織でございますが、青森県青少年行政連絡会議が青少年の健全な育成を図るための施策及びその推進計画の策定に関することを所掌するとされていることから、この計画策定に係る協議・調整機関に位置づけるとのことと、同会議内にワーキンググループを置き、計画案の検討作業を行うこととしております。ワーキンググループで検討した次期計画素案を元にパブリックコメントであっ

たり、本青少年健全育成審議会における審議などを踏まえまして計画を策定していくということとしております。

4ページにまいります。一番下に計画策定のスケジュールについて少し簡単に時系列で載せておりますが、本日の青少年健全育成審議会におきましてはこういう方向でいきますというお話をさせていただいた上で、9月中旬に予定しております第2回の青少年健全育成審議会におきまして次期計画素案を御提示、御審議いただくこととしております。現在の予定ですと年明け、1月中旬に第3回審議会を開催し、その審議会に計画案を諮問いたしまして御答申をいただくというようなスケジュールで考えております。

資料2につきまして、以上でございます。

(議長)

ありがとうございます。

この計画について進行管理という部分では、この審議会における意見、提言を施策に反映させるということになっております。先ほどのスケジュール等も含めまして、今後、この審議会の意義はますます重要かと思いますが、それでは資料の3-1の青森県子ども・若者育成支援推進計画に関連するモニタリング指標、これに関して説明をお願いいたします。

(事務局)

続きまして資料3-1について御説明いたします。先に皆様のお手元にお配りしていた資料から1カ所、修正がございましたので、本日差し替え版をお席の方にお配りしております。

その修正箇所の説明をまず先にさせていただきますと、左から3つ目の列になりますが、No.6、真ん中より少し上のところですが、「ニート・フリーターに対する就労支援の強化」という部分の最新値、右から2番目の列です、平成28年度170人となっております。先にお渡ししていた資料の方が169人で、係数の計算間違いということで御指摘をいただきましたので、ここを170人と修正をした差し替え版をお手元の方にお配りしております。

では中身の説明に入ります。まずこの資料、色が付いております。それをまず御説明いたしますと、この資料の一番下に注意書きを入れております。色付けはモニタリング指標の数値が前回値より良くなっていると評価されたものにつきまして黄色、悪くなっていると評価したものにつきまして青色、判断つかないものが色なしという3種類に分けてございます。

いくつか御紹介いたしますと、まずNo.1、「豊かな心の育成」の部分では、こちら、後ほど御説明がありますけれども昨年度実施いたしました青少年の意識に関する調査における回答率という部分でございまして、例えば①「自分や他人の命」、「大切」「どちらかといえば大切」と回答した子どもたち、前回、平成26年度に実施した調査ですが98.9%から

昨年度は97.7%に、1.2ポイント下がっているということで青色。それから③「自分のことが好きか」という問いに対しまして、「好き」「どちらかといえば好き」と回答したものが、前回59.5%から今回は64.2%に増えているので黄色といったような評価となっております。

それから色のつかなかったところも触れておきます。No.8、ちょうど真ん中あたりですが、「いじめへの対応」ということで、こちらは教育庁学校教育課の指標でございますが、「本県における「いじめ認知件数」というところで、前回は1,225、今回は1,224ということで、数字がほとんど変わっておりませんが、これは増えたからいい・悪いということではないということで色は付けていないということでございます。

このモニタリング指標につきましての説明は以上で終わります。

(議長)

ありがとうございます。

それでは続きまして資料3-2、平成27年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査について、ということで、これを学校教育課の方から説明をお願いしたいと思います。

(学校教育課)

それでは説明をさせていただきます。モニタリング指標の8から11、いじめの認知件数、不登校の発生件数、暴力行為の発生件数、高等学校中途退学者数。これは青森県の公立・私立を合わせた数字となっております。資料3-2は、県の教育委員会で所管している公立学校の分、これについてはもう少し詳しい数字が分かるので、資料3-2に基づき公立学校分について細かい数字を紹介させていただきます。

モニタリング指標の順番と合っていないのですが、まず暴力行為について説明します。小学校の暴力行為は81件で前年比+50件、中学校は277件で前年比+41件、高校が27件で前年比-18件ということになっております。

それでいじめの認知件数、平成27年度1,166件で-31件、それからアンケート調査の実施状況、このアンケートというのはいじめを発見するためのアンケートで、生徒や保護者さんに、「いじめられていないか」などを聞くアンケートのことです。これは実施学校数が552件で、実施率は99.8%となっております。続いていじめの現在の状況、この調査時点で、解消しているものが1,166件中の1,114件、95.5%、一定の解消が図られたが継続支援中、いじめられているのを発見して、そのいじめを止めさせたけれども、まだいつ再発するか分からないと、人間関係が完全に良くなったわけではないなどのことです。これが46件で3.9%。解消に向けて取組中、つまり解消されていなかったものが6件となっております。

いじめ発見のきっかけです。ちょっと多いものだけ紹介します。まず学級担任が発見した

もの、平成27年ですけれども97件、それから一番多いのがアンケート調査による発見454件、本人からの訴え259件、本人の保護者からの訴え211件などとなっております。

次のページのいじめ防止対策推進法を踏まえた取組状況については、説明を省略したいと思います。

一番最後の5ページの、不登校についてですが、小学校の不登校218人で前年比+5人、中学校の不登校976人で+17人、小中合わせて1,194人で+22人です。高校の不登校176人で+8人。

高校の中退者は264人となっております。この表ですが、途中で切れていますけれども、これはなぜかと言うと、平成26年度まで文部科学省でやっている数値については通信制を含む数値を発表していたんですけれども、県では通信制を含まない数字を発表していましたので、平成27年度分からは両方とも通信制を含む値としたということで、単純に前年と比較できないということで、表の方は途中で切らせていただいております。

以上となります。

(議長)

ありがとうございました。

それでは続きまして資料3-3で発達障害のある子ども・若者への支援、それからひきこもりの子ども・若者への支援という項目について、障害福祉課から説明をお願いいたします。

(障害福祉課)

私からは、資料3-3を用いまして、発達障害及びひきこもりの子ども・若者への支援について御説明させていただきます。

まず1ページ目を御覧ください。発達障害のある子ども・若者への支援といたしましては、平成17年度に発達障害者支援センター「ステップ」を青森市に設置いたしまして、相談、助言等を行ってきました。平成28年度からはより身近なところで支援が受けられるように、4月に発達障害者支援センター「わかば」を五所川原市に、9月には「D o o r s」を八戸市に新たに設置いたしまして、県内3カ所体制といたしまして、発達障害児者の本人、家族への福祉の向上を図っているところでございます。

平成29年度の事業ですが、まず、こちらの発達障害者支援センターの事業といたしまして、①から③の相談、発達支援、就労支援に関する対応、その他④といたしまして、関係施設及び関係機関等に対する普及啓発や研修等を行う予定です。

続いて発達障害者支援体制整備事業といたしましては、こちらの①、②にありますとおり、協議会や県民向けフォーラムを開催するほか、めくっていただきまして2ページ目、かかりつけ医等発達障害対応力向上研修といたしまして、かかりつけ医と医療従事者に対する研修会の実施ですとか、あとそれから発達障害者支援センターの方が地域を巡回いたしますし

て相談対応をするなど行うこととしております。

(3)の発達障害者支援体制促進事業といたしましては、①から③の研修等を行う予定で、①は事業所、関係機関における支援の中核となる職員を対象とした研修、②は市町村職員を対象とした研修、③は当事者の家族であるペアレントメンターの養成、フォローアップ及び家族支援を行うためのペアレント・トレーニングのプログラムを普及するための研修を行う予定です。

(4)の発達障害者支援体制推進事業といたしましては、まず①は他害や自傷等が通常では考えられないような頻度で出現するために処遇困難であると言われている強度行動障害児者への支援体制を整備するための研修事業、②はヘルプマーク普及事業といたしまして、外見で区別ができない発達障害者等への周囲の支援を促進するために、発達障害者が身に付けるヘルプマークの普及ですとか、それから発達障害者の連絡先や支援方法を記入するヘルプカードを作成して配布することとしております。

モニタリング指標の状況については4にお示ししてございます。平成28年度につきましては、発達障害者支援センターが県内3ヶ所体制になりましたので、このように相談件数が大幅に増加している状況です。

続きまして、3ページ目のひきこもりの支援について御説明いたします。これまで県立精神保健福祉センターにおきまして、この1から3の事業を行っております。1、2につきましては、ひきこもりに限らず精神保健福祉全般に関して対応しているものになりますが、まず1の精神保健福祉相談及び精神科クリニック、こちらは平日の主に午前の時間になりますが、精神保健福祉相談という枠の中での思春期等に対する相談対応、それから精神科医による診療等を行っているところです。

2のこころの電話相談につきましては、専任の電話相談員2名を配置いたしまして、専用電話において平日の9時から4時まで相談に対応しているところです。

続きまして3の青森県ひきこもり地域支援センター事業、こちらは、これまで行っていたひきこもりの支援をさらに強化する目的で、平成28年6月1日に精神保健福祉センターにひきこもり地域支援センターを設置したところでございます。

(1)から(6)までの事業を行っております、まず相談対応といたしましては、電話、面接、家庭訪問による対応を行っています。その他、(2)、(3)は、いわゆるグループ支援、集団療法といわれるようなものになりますけれども、(2)は本人グループ、当事者に同世代を中心とした対人関係の経験の場を提供することによって社会参加を促進することを目的としまして開催しております、昨年度は20回、延べ66人の参加がありました。

(3)は家族教室になって、御家族が悩みを共有したり不安やストレスを軽減させることを目的として開催しているものです。昨年度は10回開催して、延べ96人の参加がございました。

この他は協議会の設置や県内の各支援機関の職員を対象とした研修会、その他、リーフレット等を作成した普及啓発を行っているところになります。

めくっていただきまして4ページ目にモニタリング指標の状況をご載せてございます。平成27年度と平成28年度で相談件数が減少している精神保健相談に関して件数が減少しているように見えるところですが、計上方法を、今までグループ療法も入れて計上していたものを、平成28年度からは個別支援のみの件数を計上しているためによるものでして、平成27年度同様の集計をいたしますと、センター設置により相談件数は増加しているというふうに捉えられております。

以上になります。

(議長)

ありがとうございます。

それでは続きまして資料3-4、平成28年中の県内少年非行概況について、ということで事務局からお願いいたします。

(事務局)

資料3-4につきまして、本日、少年課は欠席ということなので、私から簡単に御説明したいと思います。

昨年中の県内の少年非行概況です。概して説明をいたしますと、昭和50年代中頃から少年の犯罪件数については減少の一途と、これは全国の傾向も一緒だそうです。ただ、課題となっているのは、この再犯率という部分で、再犯率、一番はじめの説明書きのところ、再犯率は26.9%で、前年から1.5ポイント増加したと。これもここ20年ほど、25%から35%の間を行ったり来たりということで、この再犯率の解消というところが課題であると警察本部では見ているということでございます。

これにつきましての説明は以上でございます。

(議長)

ありがとうございます。

続きまして資料4-1になりますが、青森県子ども・若者育成支援推進計画に係る事業一覧に基づきまして全体概要、そして資料4-2に基づきまして子ども・若者地域総合支援推進事業について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは資料4-1を御覧ください。「青森県子ども・若者育成支援推進計画」に係る関連事業一覧ということで、平成28年-29年度版になっております。1枚目が全体の総括表で、この計画には、先ほど御説明しましたとおり3本の柱があり、そして重点目標が1から11まであり、それぞれにつきまして県知事部局、教育庁、警察本部におきまして関連する事業を行っております。これをまとめたものがこの表でして、平成28年度の最終予算額

と平成29年度の当初予算額を載せています。1枚目は概要ですが、2枚目以降はそれぞれ個別の個表になっておりますので、のち程御覧いただければと思います。

資料4-1については、簡単ですが以上です。

続きまして資料4-2の方を御説明させていただきます。資料4-2は、当課で今年度行います子ども・若者地域総合支援推進事業の説明のポンチ絵となっておりますが、子ども・若者、いわゆる困難を有する子ども・若者の支援ということで、当課では公的機関のネットワークづくり、そして民間支援団体の育成ということで研修会などを開催してまいりましたが、次のステップとして地域で関係者が集まって支援する体制を構築していくということで、今年度、来年度の2ヶ年で重点事業を考えております。

真ん中あたりです、今年度と来年度の取組1といたしまして、地域における総合支援連携体制の構築を行います。子ども・若者を支援する関係団体ということで、公的相談機関や民間支援団体、市町村、関係者が集まった地区連絡会議を昨年度、県内3地区に設置したところです。この皆さんで様々勉強会や事例研究等を通して具体の支援策を検討し、ネットワークを強化していく取組を行おうというものでございます。

それからもう1つ、取組の2つ目、地域で支える住民意識の醸成ということでございまして、地域で支援する、支えるためにはどうしたらいいかといったものを県民の皆さんと一緒に考えていくと、その意識を醸成していくという目的で、こちらも県内3ヶ所になりますけれども、本年11月頃を予定しておりますが、地域支援フォーラムといったものを開催しようというものでございます。

以上でございます。

(議長)

ありがとうございます。

それでは続きまして資料4-3の地域若者サポートステーションについて、労政・能力開発課から説明をお願いいたします。

(労政・能力開発課)

御説明をさせていただきます。

地域若者サポートステーションの概要ですが、平成18年度から厚生労働省が実施しており、今年度からはより地域に密着するというので、青森労働局が実施主体として民間事業者、2事業者を指定して実施しております。働くことに悩みを抱えている15歳から39歳までの若年の仕事をされていない方に対して、キャリアコンサルタントや臨床心理士による相談等の職業等自立を支援する機関となっております。

資料4-3にありますとおり、現在は3地域、青森・弘前・八戸、そして青森は(1)の①の古川のセブンイレブンの2階に、平成28年4月から1ヶ所追加をいたしました。弘前につきましては、今年度の4月1日からヒロロの中にも設置しまして、2ヶ所増え、現在、

5ヶ所で実施しているところです。

モニタリング指標、新規の就職者の件数となっておりますが、まず新規の登録件数につきましては平成27年度は410件に対して、今年度は53件増えて、平成28年度は463件ということで、新規の登録者件数は増えております。それに対して新規登録者のうちの就職等につながった方の件数が、平成27年度は227件に対して平成28年度は170件となっております。この状況につきまして、青森労働局等に聞き取りをしましたところ、まず景気の状態に大きく影響を受けるということ、それから対象となる登録されている方が非常に高齢化をしてきているということ、それから手帳を所持している方、または手帳の所持に当たるような、そういった疑いのある方が約半数を占めているということ、そういうことで4段階あるうちのより支援が必要な対象者について、支援期間が半年から1年は最低でもかかるとされている方が非常に増えているということでした。また、対象者で高学歴な方も非常に増えておりました、途中で連絡が取れなくなり、着信も拒否されてというような状況で、なかなか対応が難しくなっているということを知り取りしております。

各サポートステーションとしましては、就職件数を増加させるために企業連携を強化することとしておりました、職場体験を通して就職された方がより就職に結びつきやすかったり長続きするというので、そういった体験を受け入れてくれる企業の開拓に力を入れていくということをお話しておりました。

以上が説明となります。

(議長)

ありがとうございます。

それでは続きまして資料4-4ですが、環境生活部及び教育委員会が実施していますいじめ防止対策の充実に向けた取組の全体像について、資料4-5に基づきまして、その取組のうち教育委員会が実施する平成29年度いじめ防止等の取組について、学校教育課から説明、報告をお願いいたします。

(学校教育課)

資料4-4、それから4-5、同じような内容になっていますけれども、4-5の方が一目でどういう取組をしているのか分かりやすいようになっていますので、こちらの方をまず御覧ください。

基本的には昨年と大幅に変わっているものではありません。子どもを見守る環境づくり推進事業、それからスクールカウンセラーの配置事業、スクールソーシャルワーカーの配置事業、ソーシャルメディア等監視員配置事業、24時間いじめ等電話相談事業。これは昨年と同じです。

今回、平成29年度から新たに新規事業として行っているものが、この表の図で右側の方にあります4のハートフルリーダー等研修事業、これは今年から新規に始めるものです。ハ

ートフルリーダーとは何かというと、学校の中でいじめ防止に関して中心的な役割、リーダー的な役割を果たす人のことです。これを学校で1人ずつ指名していただいて、その人に活躍をしてもらうという趣旨のものですけれども、まず、指名された方に、どのような活動をしてもらうのか、どのような役割があるのか、どのような心構えであたっただければいいのかというのを浸透させるために教育事務所と連携して、このートフルリーダー等選ばれた方への研修をまず今年やっていくということです。

ここでートフルリーダー等となっているのはなぜかということ、必ずしもこの名称についてはートフルリーダーでなくても学校でそれなりに自分たちでいい名前を付けてもらってもいいということですので、ートフルリーダー等という名前にしております。

以上です。

(議長)

ありがとうございます。

続きまして、ただ今、説明のありましたいじめ防止対策の充実に向けた取組のうち、青少年・男女共同参画課が実施している地域の見守りで輝く笑顔推進事業について、資料の4-6の説明を事務局からお願いいたします。

(事務局)

それでは資料の4-6を御覧ください。地域の見守りで輝く笑顔推進事業というものでございまして、今、学校教育課の方で御説明があったものと一緒に取り組んでいくということで、知事部局も教育庁も、警察本部もともにこういった取組を進めてまいりますというものでございます。

その取組内容でございますが、①の県内一斉声かけ活動の実施ということで、年4回、新学学期の4月、夏休み前の7月、夏休み明けの8月、冬休み前の12月、この4回、県内全ての小・中・高、特別支援学校におきまして声かけ活動を地域の大人も一緒になって行うというものでございます。4月は既に実施済みでございますので、そちらは今、取組状況を取りまとめているところでございます。

②の他人を思いやり命を大切にすることを育む対話集会の実施というもので、先ほどの声かけ活動につきましては重点実施校というものを県内6地区、小学校1校、中学校1校の計12校指定しておりますが、その12校+各地区の高校または特別支援学校の1校を加えて、県内18校におきまして地域の大人と児童生徒の対話の場を持つといった取組を行いますというものでございます。

それから③の県民大会の開催です。①と②はどちらかと言うと学校、学校周辺の取組ですが、県民大会ということで地域一丸となって皆で子どもたちを見守る環境づくりを進めようという、県民に対し、県民の気運を醸成するという目的で県民大会を開催するものです。内容は、いじめ防止の知事によるメッセージ、いじめ防止宣言、事例発表、基調講演を予定

しています。この基調講演につきましては、教育評論家の尾木先生にお願いをすることとし、本年7月30日、日曜日に青森市の県民福祉プラザで開催することとしております。時期がまいりましたら皆様にも御案内を差し上げますので、ぜひ御覧になっていただければと思います。

④の各種媒体を活用した普及啓発等の実施でございますが、こちらは教育庁の生涯学習課と一緒に取り組むもので、生涯学習課は昨年度作成したいじめ防止のコマーシャルなどの放映といったもの、当課におきましては子どもたちの夢や未来を応援するメッセージソングや、知事をはじめとした著名人による子どもたちに向けたメッセージ動画集、こちらを作って発信していくといったような取組を行うものでございます。

説明の方は以上です。

(議長)

ありがとうございました。

それでは今までの青森県子ども・若者育成支援推進計画に係る説明に対しまして、皆様から御質問、御意見等を賜りたいと思います。いかがでしょうか。かなり項目がありますので、どの項目か、できましたら資料何番の何という形で、お名前を述べて御質問をいただければありがたいと思います。いかがでしょうか。

御質問、ございませんでしょうか。後ほど、また御意見を聞く時間を作りたいと思いますが、もし後でまた質問がありましたらその時をお願いをしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは続きまして、(3) 青少年の意識に関する調査結果に入りたいと思います。

事務局から、この調査結果につきまして報告をお願いしたいと思います。

(事務局)

それでは説明をさせていただきます。

資料5、青少年の意識に関する調査結果の概要版の1ページ目を御覧いただきたいと思っております。この調査は、県内の青少年の意識や行動を把握し、今後の施策の基礎資料を得るという目的で実施しておりまして、2年ごとに実施しているものでございます。

3の調査対象でございますが、県内の小学校6年生、中学校2年生、高等学校2年生ということで、それぞれ約400名程度から調査の方を行っております。

そして調査項目につきましては、ここに記載されてあるとおりになっております。

この意識調査の監修及び調査結果の分析につきましては、当審議会の宮崎会長にお願いをしておりまして、こちらの方は黄色い冊子の結果報告書の167ページから記載しているところでございます。

それでは内容を説明させていただきます。2ページを御覧ください。まず項目の1つとし

て、地域のこと、自分が住んでいる地域が「好き」との回答につきましては、全体で87.3%の方がそのように回答をしております。この項目については小学生、中学生、高校生と進むに従って若干の低下傾向が見られるという形になってございます。

続きまして3ページ目を御覧ください。学校のことでございます。上の段です。学校生活が「楽しい」という回答は全体で88.9%となっております。そしてその下、4家族・家庭のことで、「家族・家庭が安心できる存在・場所である」という回答につきましては、全体で95.5%の方がそのように回答しております。

続きまして4ページを御覧ください。上段ですが、自分のことということで、自分のことが「好き」という回答は全体で64.2%の回答がございました。そして、この項目の割合については、小学生、中学生、高校生と成長につれて低下しているという傾向にございまして、その下のグラフですけれども、属性別、男子・女子別で見ますと、小・中・高、いずれも男子の方が女子より「好き」という回答の割合が高いという結果になってございます。

続きまして5ページ、他人への思いやりにつきましては、他人を大切にしているという回答につきましては、95.2%が「大切にしている」と答えてございます。

下のグラフですけれども、命について、自分や他人の命を「大切だと思う」という回答は全体で97.7%という結果となっております。

続きまして次のページ、6ページを御覧ください。メディア・コミュニケーションということで、携帯電話・スマートフォンの関係になります。こちらの所有状況でございますけれども、「所有している」という回答につきましては小学生で38.8%、中学生で58%、複数持っているということもございまして、高校生で100%を超えているという所持の状況となっております。

下の段で時系列での比較でございますけれども、小学生の所有率につきましては前回の平成26年度の調査よりも増えておりまして、平成28年度は38.8%、中学生の所有率に至っては、今回の平成28年度の調査で5割を超えて58%ということで、多数派になってきているという状況がうかがえるところでございます。

続きまして7ページを御覧ください。携帯電話・スマートフォンの使用時間でございます。1日の使用時間につきましては、小学生の52.6%は1時間以上、中学生の51.4%が2時間以上、高校生の47.7%が3時間以上ということで、小・中・高と上がるに従って使用する1日の割合が増えているということがございます。ただ全体の8%につきましては5時間以上使用しているとの回答も見られているところでございます。

7ページ目の下段ですけれども、フィルタリング機能の利用状況ということで、「有効になっている」という回答は44.8%となっております。「有効になっていない」が18.7%となっておりますが、その他「わからない」という回答もかなり多くございまして、実際のところ、この中には有効になっていないというものが含まれている可能性がございます。

続きまして8ページを御覧ください。スマートフォンなどで悪口やいじめにつながる書

き込みを「見たことがある」という回答につきましては、全体で32.9%となっております。

次、9ページを御覧いただきたいと思います。こちらはインターネットで知り合った方と実際に会ったことが「ある」という回答は全体で10.4%、特に高校生につきましては19%が「ある」という回答をしております。

それから10ページですけれども、スマートフォンの使い方で家庭のルールがあるかという問いにつきまして、「決めていない」という回答が小学生では31.8%、中学生では35.6%、高校生では51.7%となっております。

概要の中の主なポイントにつきましての説明は以上とさせていただきたいと思います。

(議長)

ありがとうございました。

今の説明、報告に関しまして御質問はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは質問等を含めて意見交換を併せてこれから進めたいと思います。それと併せて、先ほどの報告、いわゆる意識に関する調査に関して、次の資料6というので、宮崎先生のとめがございます。残念ながら今日は宮崎会長が欠席ということで、本来、直接御説明をいただければと思いますが、報告書の中身の中での抜粋でございますので、それも含めて御理解をいただきながら、これらも併せて、特に子ども・若者の自尊感情・自己肯定感、それからインターネット、携帯、スマートフォンの功罪、こういうところに絞って意見交換、その他でも構いませんけれども、これらを含めて意見交換を進めていきたいと思います。皆様、意見をあわせていかがでしょうか。

まず意識調査も含めながら、子ども・若者の自尊感情・自己肯定感、こころ辺のところを含めて皆様から御意見をお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

それではすいませんが、こちらで指名をさせていただきながら、その他、意見を出していただければと思います。

先ほど言いましたように、子ども・若者の自尊感情、それから自己肯定感ということでございますが、教育現場の先生方で、もしよろしければ御意見をお伺いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

学校関係のところ、もしよろしければ御意見をお聞きしたいと思います。それでは高校関連のところからお願いをしたいと思います。もしよろしければ米持先生、御意見をお聞きしたいと思います。よろしいでしょうか。

(米持委員)

それでは自尊感情のところですが、自分が拝見した限りでは、先ほど小・中・高と

いくのに従って自尊感情が少なくなっているということで報告があったわけですが、他の皆さんとは考え方が異なるかもしれませんが、自分たちの発達段階を考えた場合、3歳の時はギャングエイジとか、いろいろあるわけですが、大概高校生になってくると自分は一体どういう人間なのかとか、自分の存在自体について疑問を持ったりとか、そういうふうな形の年代に差し掛かるのではないかと考えております。

ですので、自尊的な感情が高校の段階でちょっとずつ減っているからといって、それは決してマイナスの捉え方だけではなくて、今現在の自分の姿に向き合っているということも示しているのかなと考えておりました。

少なくとも、自分がこれまで勤務した学校の中で、大きく自尊感情の面で問題になったような形の子というのは非常に少ないような感じでしたので、この結果は結果として、おそらく正しい発達段階を示すデータになるのかなと考えておりました。

ただ、その一方で、後でお聞きしたいと思ったのですが、アンケートの調査の対象がそれぞれ400人ぐらいということだったんですが、これがアンケートのパーセントを出す数として400というのに根拠があるのかなとちょっと思ったんです。

例えば、小学校・中学校・高校生とかは母体となる数が違うので、その中の何パーセントを抽出したのかとか、他の調査でも大体400になるとそう誤差がないとか。その辺が分からないので。その辺もあわせてお教えいただければと思います。

以上です。

(議長)

ありがとうございます。

それでは御質問がございましたら、事務局の方でもし、調査対象数に関する御質問ですが、ありますでしょうか。御回答をいただけますでしょうか。

(事務局)

この調査は、隔年で実施しております、大体例年と同じような規模で実施しているという形でございます。ですので、この傾向が全体を確実に示すかということにつきましては、その辺、必ずしもそうとは限りません。ですので、こちらとしても今後、その辺の全体の母数とかを含めまして傾向を掴むために引き続き調査方法、対象につきまして精査をしながら、御意見をうかがいながらやってまいりたいと思います。

(議長)

統計学上の調査方法としては、数字自体は少ないわけではなくて、ある意味ではいいんだろうと思いますが。いわゆる抽出方法とか、調査方法の仕方に関しても今後検討をする必要性はあるのかと思いますので、今後、それらを含めての検討をお願いしたいということで、よろしいでしょうか。

(米持委員)

すいません。

(議長)

それではせっかくですので、高等学校の関係で橋場委員の方から、もしよろしければ御意見をお願いしたいと思いますが。

(橋場委員)

特にはないのですが、資料5のデータで、ちょっと私自身の認識不足だったのかもしれませんが、8ページの、インターネットで知り合った人と電話やメールのやり取りをしたことがあるかと、高校生が53.7%と、そしてその次の9ページ、実際に会ったことがあるかと、高校生が19%、まあ20%近く、5分の1というような数字は、実は私自身にとってはちょっと驚きの数字でした。

往々にして、こういったところから高校生の犯罪が引き起こされたりするわけで、もっと実は数字が低くて、一部の生徒の事象事案なのかなと、そう思っておりましたが、5分の1近い数字であるとは、実は学校現場にいながら認識していなくて、ちょっと驚いているところですね。

(議長)

ありがとうございます。

スマートフォン等を含めての御意見でございますが、そちらの方の御意見もお聞きしながら、今はある意味では問題提起をいただきましたので、他の関連する委員の方も含めながら意見をお聞きしたいと思います。いかがでしょうか、今のことに关しまして。

もしよろしければ高松委員のところ、スマートフォンを含めたインターネットのことでの御意見等を、今のお話も含めながら、お話いただければと思いますが。よろしいでしょうか。

(高松委員)

この調査結果を見ると、やはりスマートフォンとかの所持であったり使用時間というのは、そうなんだろうなという結果になっていると思って見ていました。

やはりフィルタリングという部分での効果というのは、やはり大きいとは思いますが、ただフィルタリングをしている、かけている利用状況というものにはちょっと少ない感じですので。フィルタリングだと危険なサイトであったりとか、そういったところを見せないための機能になっていますので、小学生とか中学生とかというところではいいと思うんですが、やはり高校生とか、そういった分別がついてきますと、その後社会に出ていくことになるわけですから、フィルタリングでそういったサイトを見せないということに加えてとい

うか、今でもやられているようですけれども、やはりネットモラルであったりとか、あとは実際にどういうことになるんだよという危険性であるとか、教育というんでしょうか、そういったものは非常に大事ではないのかなというふうに思っています。

その中で、やはり、人間性というか、例えば人を誹謗中傷したり、書き込みをしたりとかするかしらないかというところは、やはりその人間性という部分、道徳的なものにもなってくると思うんですけれども。

そういったところで言うと、他人を思いやる、思いやっているよというパーセントが非常に高いのはちょっと安心をしているんですけれども。やはり、道徳的なところの教育と、あとはネットを使うことによってどういったことになるのか、自分が投稿をしたことによってどういう影響を与えるのかということも、もっと知ってもらって、非常に、便利にインターネットというのは情報をいくらでも取れますので、自分でも何かを調べるといってすぐスマホで検索ということをしていますので、便利に使うと非常に有効的なものですので、自分の身を守る知識というか、そういったものを身に付けさせるというか、そういったところに力を入れていっていただきたいなと思いました。

以上です。

(議長)

ありがとうございます。

それでは今のインターネットも含めてそうですが、先ほどのお話も含めまして自己肯定感を併せましてお話を聞きたいと思います。

中学校の関係で山田委員の方から少し御意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(山田委員)

自己肯定感、自尊感情についてですけれども。私も発達段階ということを見ると、中学生になると急激に下がってくるのもっともなことかなと思っています。ある意味、中学生以上に、ちょうど反抗期等が重なって、必要以上に自己評価が低くなったりとか、そういうこともあり得る時期だと捉えています。今回の報告書にあるように、かなり上昇していると。確かに現場で見ている素直に自分の良さを認めたり自分のことを素直に表現できる生徒が多くなってきているなど。あまり必要以上に自分を卑下したり、それで自暴自棄になったりという子どもがほとんどいない、目につかないと感じています。

学校の中でもいろいろと問題が全体的にあることもあり、中学生という時期を考えて、どこの学校でもそうですけれども、定期的な教育相談を行ったり、いつでも1対1で相談ができるような体制を作ったりということにかなり力を入れていきますし、スクールカウンセラーさんが学校に来てくださったりということで、非常に専門的に1対1でいろいろ継続的にアドバイスをしてくれたり。そういうことでかなり子どもたちも変わってきているなど

私も感じているところです。

それから次にネットのことですが、やはりこれは中学生であっても、いつでも加害者にも被害者にもなり得るということ、それから田舎でも東京でも実態は変わらないというようなことを踏まえて、例えば青森市ではここ3～4年はほとんどの小・中学校では情報モラル教室を行っておりますし、最近では生徒の方がはっきり言って大人より進んでいるし、どんどん先を行ってしまうのでついていくのが大変ということで、大人も勉強をしなければならないということで、必ず保護者対象のものも開いております。

例えば、全ての保護者に聞いてほしいということで、最近では青森市で2月などに行われる中学校の入学説明会で、そこは小学校6年生の保護者の方がほぼ全員いらっしゃいますので、そういう時にぶつけて専門の方に来ていただいてお話を伺ったりということをしています。

それから今年度は青森市内、19の公立中学校がありますが、これからその19全ての中学校区で、小学校も含めて保護者とか教員だけではなくて地域のいろいろな町会や民生委員の方、そういう方たちにも聞いてほしいということで、やはり専門家のアドバイザーの方を呼んでやることになっています。

やはりそういうこと、私も含めて大人もうかうかしてられないなど。なかなかついていくのは難しいんですけども、理解していきたいなと思っています。

(議長)

ありがとうございます。

それでは小学校のところもお聞きをしたいと思いますが、内田委員、よろしく願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(内田委員)

まずネットに関しては、やっぱり小学校は1年生から6年生までと、結構発達の段階が大きくなるので一概には言えないのですが、やはり高学年になるとどうしても所持率というのが増えてくるのかなと思っています。

五所川原市内では各校で必ずということではないのですが、最近、NTTさんの出前教室を使ったり、NTTさんだとどうしても売る側とか使っていただく側なので、全くそれを関係なくして、センターの指導主事の先生に来ていただいたり、ネットモラルとか、そういうのを指導していただくという教室を開いている中学校も多いと聞きました。小学校でもやっているところもあります。

所持率そのものは、どうしてもそんなに高くないので、学校でその使い方とか、そういうところまでの指導はできないんですけども、でも徐々にトラブルというか、本当にちょっとした、遊びに行ったらいるのに、いないというふうに言われて、それでそのことを別の子に、嘘をつかれたから今度からあそこの家には遊びに行かないようにしようとか、本当に些

細なことなんですけれども、そういうところから仲間外れにするというトラブルなどもちよっと聞かれたりしたことが自校でありました。

先生方が、初めてのことだったので非常に驚いてすぐに対応はしたのですが、やっぱり先生方がなかなか子どものそういうところに追いついていけないというところがあるかなと、やはり思っております。

先生方も市で教育委員会と連合PTAが共催して毎年ペアレンタルコントロールの教室を開いていますので、そういうところになるべく参加をしながらネット問題についての知識を広げるようにはしております。

自尊心とか自己肯定感については、小学校は自分が大好きです、どちらかというと。だけれども、だんだん高学年にいくに従って、どうしても友達と自分を比べる、そういうふうな周りが見えてくるので、どうしてもだんだん低くなっていくかなという感じがしています。

学区の中で中学生が小学生に勉強を教えるというのを夏休みに行っている学校が結構あります。そうすると中学生は小学生に教えることで、小学生が「よくわかった」とか「教え方が上手だった」ということを言われて、中学生は非常に嬉しかったと。普段、学級の中では、友達同士の中ではそれほど上のところにいない子どもでも、小学生に教えることで、とても自己有用感が高まったということを中学校の先生方からは聞くことができましたので、そういうことでは学校だけじゃなくて、校種を超えたところでの子どもの交流があれば、自己有用感というのも高まっていくきっかけになるのではないかなという感じがしています。

(議長)

ありがとうございます。

いわゆる小学校・中学校・高校、今は高大連携で大学と高校という関連性も含めてですが、年齢の近いところでの交流の中での効果的な様々なものがあるかと思っておりますので、具体的なお話、ありがとうございます。

それでは関連しまして、PTAの立場で福士委員の方から、もし忌憚のない御意見がありましたらお聞きしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(福士委員)

5ページの、他人を大切にしている、そして自分や他人の命を大切にしているという全体の%が95%、97%とそれぞれ高かったのには、自分、そして他人共に大切にしているんだなというので、すごく安心感を覚えました。

7ページの携帯電話、スマートフォンの使用時間が書いてございまして、9ページには、ゲーム機などで「ラインを使ったことがある」というのがありますが、携帯電話、スマートフォンの使用時間の中に、多分ゲーム機などでラインとかそういったものを使っている時間が入っていないのかなというのを感じていましたので、このあたり、後ほどまたアンケート

トをとる際に御考慮をいただければと思います。

親の立場から申し上げますと、子どもたち、小学生は特にまだ携帯電話、スマートフォンを持たないで、ゲーム機を使ってインターネットをしていて、それに伴ってボカロとか最近いろいろ流行っていると思うんですが、すごく大人としては聞いていてちょっと傷つくような替え歌とか、そういったものを子どもたちが平気で歌っています。それを、「死ね」とか「事故にあって死んだ」とか、そういう言葉がすごく出てきていて、平気で笑って歌っているんですけども、私たちは「やっぱり聞いていて気分が良くないよ」ということで、子どもたちに「どう思う？」というので注意はするんですけど。また傷つくような言葉を知らないで中学校に行った時に、逆に初めて会った友だちから傷ついた言葉を、傷つくような言葉を聞いて、それがショックで学校に行けなかったという例もあって、そのあたり、すごくジレンマを感じます。

私も八戸の出身ですが、津軽に来て津軽弁を聞いた時に大人ながらにすごくショックを受けたことがあったので、子どもはもっと傷つくような言葉を使った時にすごく対応できなくなるんだなと思っていて、傷つくような言葉をどのように指導していけばいいのかということなので悩んでいます。それを伝えたいと思って、今日まいりました。お願いいたします。

(議長)

ありがとうございます。

そういう面では、私事ですが、私はキーワードとしては対人関係行動、コミュニケーションを含めたソーシャルスキルのトレーニングや、それからメンタルヘルス。そういう関連性の中で1つの支援を行っていく。それは当然当事者も、また、いわゆる保護者を含めた家族支援、そしてそれを担当する支援者の支援をするということが1つ重要だろうと。もう1つは、地域との関連性をやはりきちんと持っていくことが必要だろうという観点の中でさせていただきます。

今、お話がありましたように、1つの保護者としての関係性は家族としてのコミュニケーションやその子どもが友達との関係性のこと、もう1つは学校の先生との関係性のこととかを含めて出てくるかなと思います。

そういう自己肯定感を含めながら関係性があるわけですが、すいません、田名場先生、今お出ですぐに御指名をして申し訳ないのですが、自己肯定感を含めた中でいろんな御意見をお聞きをしておりました。できましたら田名場先生の御専門を含めて、自己肯定感、自尊感情についての、宮崎先生がお書きになった中身を含めながら御意見ををお願いしていたかと思しますので、御発言をお願いしてよろしいでしょうか。

(田名場委員)

田名場です。遅くなりまして申し訳ありません。

今、御指示のありました点、自己肯定感、自尊心、あるいは自尊感情と呼ばれる、英語ではセルフエスティームという言葉がいろんな訳語になっておりまして、そういった観点を調査するやり方もいろいろ質問項目がございまして、それによって測定されるものもいろいろになりますので。今回、調査で取り上げていただいた質問項目がどういったことを尋ねているのかということに、一つひとつ立ち返りながら検討をする必要があらうかと思えます。既にそういうお話は、遅くなりましたが議論があったことなのではないかとも思うんですけれども、1つ申し上げたいと思えます。

それから宮崎先生の方から言われておりました、男子よりも女子の方が早い段階で自己肯定感、自尊心が低くなっていくということに関する懸念です。これは我が青森県に特徴的なものであったとするならば慎重に考えていく必要があるだろうから、というお話もありまして、以前に問いかけがありました。

それに対して私の方でお答えしましたのは、全国的な傾向として女子児童生徒の自己肯定感、自尊心、自尊感情は早めに低くなる傾向があるという特徴です。つまり、我が県に特徴的な傾向とは、必ずしも言えないということ。それについて専門家たちはいろんな議論をしておりますけれども、最も多数が周知をしておりますのは、女子の方が成長が男子よりも早いので、そういった身体的な特徴的な変化等、自身を顧みるという機会が多くなるというふうなこともあるのではないかと、あるいは自分自身をそれで見つめようということの日常的な特徴が強くなっていくといったようなことがあるのではないかとことは言われております。

ただ、私自身としては、その観点のみでは十分ではないと考えておりまして、その観点以外にも自分が自分のことを考えるということのきっかけを作るだろう周りの環境、家族との関係とかの中で期待される自身の姿とか、あるいは友達関係の中で、あるいはその地域の望まれる姿として女子の方が場合によっては自分を考えるということが早い段階で、そして厳しい視点で行われている結果というふうなことも合わせて広く考えていく必要があるだろうということを考えております。

そういったことは既に宮崎先生のお原稿を書かれた後になったようですけれども、宮崎先生にもお伝えをしているところです。

ところで最近の研究では、自尊感情に関してはいろんな尺度がある訳ですが、特に2つの観点を分けて考えるということもやられるようになってきております、2000年に入ってからなのですが。

1つは、本来感という自分が自分らしくあるというふうな観点で自尊心ということを考えるという点、それからあと他者と比較をした時に自分が有用なのだと役に立っているとか、あるいは能力があるとか、そういった比較の観点から自尊心が高まるといったような観点を分けて考える必要があるのではないかとこのふうなことも言われております。

今回の結果にはそこまでの反映というのはないわけですが、もしかしますと、その比較の方の行き過ぎで自尊心が下がっている可能性とか、そういったことも憂慮しており

ます。

それに併せまして、一人ひとり子どもたちが大事にしていることは何なのかということも頭をよぎります。ある子どもさんは学業、成績のことが大事かもしれません、ある子どもさんは友達との関係が最も大事なのかもしれません、あるいはその複数なのかもしれません。運動能力が一番、大事だと思われるお子さんもいるのかもしれません。その、どこに自分の最も大事なものを位置付けるかによって、その部分の自分に欠落しているとか、あるいは不足しているというふうなところが感じられた時、強く自分を否定的に捉えるといったようなことも考えられますので、その調査では出てこないことだと思いますが、一人ひとりのお子さんに向き合う時に、私はカウンセラーでもありますので、そういった一人ひとりのお子さんが気にしていること、大事にしていること、そういった観点から一人ひとりのお子さんの自尊心を考えていく必要があるんだろうなと思っております。

すいません、議論の流れも分からないままに、思いつくまま申し上げました。

以上です。

(議長)

ありがとうございます。田名場先生。適切な、ちょうどいいところでお話をいただいたかと思えます。

今、いろいろ内容的なことの御意見と併せて、1つは自己肯定感の尺度と申しますか、そういうものを含めた御意見もございました。それから先ほどラインの件に関しての調査項目がどうなのかと、福士委員からもございました。今回の調査の内容は前回とほぼ同じような中身で、いわゆる比較検討もできるかということの実施がされたかと思えますが、もし次回、調査がございましたら、やはり時代の流れと申しますか、そういうもの等を含めて、今の御意見も合わせた質問項目を設置するかどうか、こういうことも含めて御検討をいただいて、実施する内容についての検討をお願いをしたいと思います。

それでは、それと併せて全体を通してもう一度、改めて皆さんから御意見をお聞きをしたいと思います。

今の御発言を含めながら、平間委員いかがでしょうか。今までの発言や、若しくは全体を通してお願いをしたいと思います。

(平間委員)

全体を通して。私の活動は小さい子から高校生、引きこもりの子までトータルしてやっているのですが、まずスマートフォンに関しましては、八戸に大きなセンターができた時にちょうどスマートフォンが普及になって、以前はお母様たちがほとんど持っていなかったのですが、6年経って今、「はっち」にいらっしやっても皆スマートフォンを開いている状態で、子どもを片手にスマートフォンを持っていると。なので、今、ここ何年かで生まれている赤ちゃんは、もう生まれた時にお母さんが持っているという状態の中で生まれてきてい

る。だから、その子どもたちがこれから幼稚園、小学校になると、また多分今とはかなり変わってくると思います。動きがあまりにも速すぎて、私たちがちょっと追いついていないなど日々感じています。

その中で小学校ぐらいになりますと、やはり家庭がすごく複雑になっているので、虐待であったりとかネグレクトであったりとか、確かに現場ではすごく増えています。なので、そこをフォローというか、学校には限界がすごくあると思っていて、地域密着であったりとか、学校もすごく地域と関連して、先ほど先生がおっしゃったように民生委員の関わりであったりとか、あるいは支援団体の関わりであったりとかすごくあるのですが、やはりそこには情報の公開を共有するという大きな壁がありまして、実は私の地域でも、ちょっと知らないうちに2人子どもがいなくなっていたということがあって、すごくそれが残念だったなど。

なので、地域の中でもどうやってそういう情報を共有していくかということがこれから最大の課題じゃないのかなと。つまり救えることが救えないというところでは、すごく大きな課題になっています。

それから不登校の相談事業で、やっぱり爆発的に中学校の男子がすごく増えているんですよ。スマホの問題もありますしゲームの問題もあるし、自己肯定感の問題があるんですが。特に、やはりどうしてもまだ中学校ですと親御さんとの関わりが最初に相談でもあるわけなんですけど、まず親御さん自体が自分、あるいは自分の家庭に肯定感を全く持っていないということがやはり共通点なんですね。なので、支援をするにあたって、本人に早く会えるパターンはいいんですけども、なかなか子どもに直接会えるまでかなり時間がかかっている、なので例えば家族も親御さんのフォロー、子どものフォロー、あるいは親御さんに関しても、そこにまたおじいちゃん、おばあちゃんがついている場合は、それぞれのアプローチがあってはじめて子どもの支援にたどり着くということがあって、圧倒的にもう支援の手が足りない。

なのでうちも今、抱えている件数が5、6件ずっとあるんですけども、もうそれに私たちの支援する手が間に合っていないというのが実情で、本当はもっと受けたいんですが、これ以上やってしまうと全部中途半端になる。であれば、むしろ丁寧に、すごく追いかけて追いかけて丁寧にやっていって、1人でも多くの子を社会に出せるような活動をしていくという意味では、民間の活動レベルはもっとこれから広がる必要があると思っていますが、ただ、やはりこれが今度高校に行きますと、やはりすごく難しいんですよ。

去年、中学校3年生で不登校の子供を、4、5件実は抱えていて、その中では高校に行った子、通信に行った子、あるいは引きこもってしまった子といろいろあるのですが、なので、そこに高校と民間活動団体、あるいは先ほどのD o o r s さんだったりとかサポートセンターとの情報の共有が必要ではないか。やはり北海道などではそういう民間団体が高校に出向いてその引きこもっている子どもたち、あるいは情報共有までやっているというところもあるのですが、なかなかまだ青森県に至ってはそこまでいかないんです、これは絶対的にこれからは必要になってくる。この情報の共有は、幼稚園、保育園、小学校、中学校、高

校にとっても、これからは最大の課題になると思います。となると、それはこの場でも何回も出ていると思うのですが、行政側の縦割りの壁をどう外して行ってそこを共有するかというところもすごく早急に問題になっているかと思っています。

それからもう1つだけ、発達障害の相談窓口ができたことはすごく良かったと思っています。八戸でもD o o r s がすごく頑張ってくださってしまして、勉強会も数多く。ただ、それによってどこにも属さない子どもたちが目に見えて行き場所がなくなっている子どもたちも増えているのも確かなんですね。

例えば、ちゃんと、ここが悪いからここを治そうとか、あるいは知的障害者の部類に入るからその部類に入る子は楽なんですけれど、本当にグレーの子がすごく増えています。その子どもたちがやはり日中、学校にも行けない、とか行ってどこか専門機関にも行けないという子どもたちがすごく実は増えているんです。それでお母さんたちの要望でも、日中どこか行ける場所がほしいと。

本来は箱モノであつたりとか、例えば児童館であつたりとか、本来はもうちょっとうまく機能をすれば行けそうなところは結構あると思っています、そこをこれからそういう子どもたちのためにどういうふうに開放していくか、あるいはどういうふうに連携をしていくかということは、やっぱり行政が音頭を取って、もうちょっと深く突き詰めていかなければいけないなというのをすごく感じています。

それから学校内にソーシャルワーカーであつたりとか相談事業が増えるのはすごくいいんですが、実はお母さんたちの中にはまだやっぱり学校の中で相談をするというのがすごく敷居が高く思っている方がいらっしゃっていて、もしかしたらそういう先生方が学校ではない場所でもっと相談できる場所が増えていくとすごく、漠然となんですけど考えていました。

以上です。

(議長)

ありがとうございます。

縦割りという話がございますが、この審議会が1つの大きな理解の場ではないかなと。報告をいただいた部分でも、県の関係する各部署からの報告ということを考え合わせますと、非常に横の串を刺してやっていると、このテーマに沿って行っているのが1つだろうと。これらが、いわゆる民間等を含めて、それから市町村レベル、そういうものの中味が出来上がっていくこと、それが非常に重要ですし、それから不足しているものをどう実現していくのかというお話だったと思いますが、非常に貴重なお話だと思います。

最後に相談についてのお話がありましたように、いわゆる相談をしてください、そこだけでは解決はできませんで、相談をするスキルがあるか、もしくは相談する窓口がどうなのか、こういうものがやはり非常に重要だろうと思います。

障害福祉課が実施している心の相談窓口ネットワーク研修というのを毎年、私が担当を

させていただいているのですが、そういう面では多くの相談窓口の中で、やはり多様な問題をどう受け止めて、どうネットワークとして解決をしていくのか。こういうものをもっともっと知っていただくことと同時に、支援者の方を含めた技術を向上させていくということが非常に重要だろうと思いますし、もう1つは、やはり相談する方々が相談するスキルを高めていくこと、こういうことが非常に重要だろうと思っています。

私自身は消費者教育の中で、だまされないための講座というのを消費者センターと学生と私で行っているんですが、1つ私が担当しているのは、相談するスキルを練習しましょうと、それからもう1つは断るスキル。こういうものを実際に練習しましょうということを提案しております。こういうことをもっと、いろんな部分で広めていきたいなということも併せているわけですが、今の御意見に非常に共感しているところです。

それではその他のところでいかがでしょうか。お願いいたします。

(伏見委員)

三沢市からまいりました伏見憲子と申します。普段は食育インストラクターとして活動をしておりまして、キャリア教育の支援なども行っております。

先ほどの平間委員の御意見と私が申し述べたいことが類似しておりましたので、挙手させていただきました。私からは3つございます。

平成28年の発達障害の子の相談件数が3倍ということで、センターが3ヶ所になったというのがこの背景ということだったんですけども、まず核家族や相談者がいない保護者の割合がとて多いのではないかと。自分の子育てに自信を持たず、また発達障害に対しての情報がすごくあふれている状況ですので、子育てに対して不安を持っている保護者が相談できるということは、とてもいい傾向なのではないかということが1点です。

また、2つ目、若者が青年期、ポスト青年期、40代までと言われていきますと、ちょうど子育てに悩みを抱えている親世代が自己肯定感が実は低いのではないかと感じております。私の方も料理教室などをやらせていただいているのですが、若者の居場所づくりとして、親子の料理教室で、子どもだけではなく親も褒めるということで、親が自分を肯定できる居場所づくりもとても必要だと思っています。

3つ目は、平間委員からも出たんですが、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの件です。学校教育課の方で今年度予算を増額していると思うんですが、やっぱり相談をするということは保護者にとってすごく特別扱いされているというか、そのように感じられて、やはり敷居が高いです。また、ちょっと聞こえてきているお話では、カウンセラー、ソーシャルワーカーともに専門性があるはずなのに、賃金もさほど高いわけでもなく専業主婦や退職者の再雇用という形でしか雇えないというのが実情だというふうに聞いております。週1程度しか学校にいないことがないので、子どもや保護者と密な、身近な存在になるというのは実はとても難しいことなのではと思っておりまして、今後、できれば見直していただきたい課題なのではないかなと感じております。

以上です。

(議長)

ありがとうございます。

今の御発言の関係で、もし御意見がございましたらいかがでしょうか。ございませんか。それでは私から意見を述べさせていただきます。

私は、専門は社会福祉、精神保健福祉養成教育を大学でさせていただいて、もう1つは基本的なベースはソーシャルワークというところを含めて行っています。今、スクールソーシャルワーカーのお話がありましたように、スクールソーシャルワーカーの配置はこの数年、非常にきちんとした形で入ってきたんだろーと思いますが、いわゆるカウンセリングとソーシャルワークというのは非常に関連性を持っていますし、当然、いろいろスクールソーシャルワークの場合にはやはり地域との関連性を含めたコーディネーター的な役割を含めて非常に重要だと思います。

そういう面では、カウンセリングとソーシャルワークというのは非常に両輪として進んでいくとすれば、両方とも同じようなサービスがあって当たり前なんですけど、実はそこがアンバランスの状態が続いている。

今、もう1つは社会福祉士等を含めてスクールソーシャルワーカーの養成事業が活発に行われていますし、専門の大学教育も始まっております。そういう面では質の問題を含めながら高めていくと同時に、配置をやはりもう少しスピード感のある形で配置をしていく必要性はないだろうかというのは当然養成教育の中でも感じているところです。そういう面では小学校、中学校、高校、大学もそうですが、併せてそういう配置が必要だろうと。

1つの例を取りますと、障害者差別解消法というのが施行になりましたが、大学では大学の障害者支援ということで、国公立大学は義務としてコーディネーターを配置しなさいということになっております。私立大学はまだ義務ではないのですが、実際的には私も含めながらいろんな形で学生の支援の必要性がありますので、そういう形で役割としてさせていただいているところですが、先ほど言ったようなグレーの形の学生も非常に多くございます。そういう支援をきちんと行って、これから社会に出ていくため、それから社会に出てからでも自立していけるかどうか、こういうことも非常に重要であるだろうと思いますが、そこは、いわゆる診断だけで判断できるというものではないだろうということが1つだと思います。

もう1つ、いわゆる自己肯定感を含めながら考えた時に、いわゆる人間関係づくりとか、それから私自身は心の健康教育ということでメンタルヘルスリテラシーといいますか、そういうところを中心に考えておりますので、そういう面では、いわゆる文部科学省が言っていますいじめ、自殺予防教育の土台づくりのための教育というのが必要だろうと。いわゆるいじめ予防教育をやる前には、その基本になる教育をきちんとしていなければ予防教育はできないと文部科学省は言っているわけです。これは適切だと思うんですが。

実際的には、いじめをなくしましょうという教育の前の段階の話になるわけで、その面では、今、私自身は高校に心の健康教育ということでの試行的な授業をさせていただいているところです。

もう1つは、それを教員の方にも理解をしていただくということで、いじめ、自殺予防教育の土台づくり教育の基礎とネット教育というテーマで、教員免許証更新講習というのが、学校の先生方は御存知かと思いますが、年齢的な時になったら免許を更新するための講習を受けなさいということの科目を、今年度、私と、それから前、弘前大学にいました大谷先生と一緒に今年の7月にその免許証更新講習の科目を2日間させていただくことになっています。

そういう面ではいじめ、自殺予防教育ということの以前に必要なことをきちんと理解しましょうということ、まさに自己肯定感をどう身に付けていくのか、そういうことを含めながら、それから人間関係づくりをどうするのかと、メンタルヘルスとしてのものをどう考えるのか、こういうことを文部科学省から許可をいただきましたのでそれを開設するという予定になっています。

これらはその講習だけではなくて、できるならば青森県内でもまた開催をしたいということで、大谷先生とは相談をしておりますので、もし機会がありましたらまたお知らせをしたいと思っていますが。

こちらが、今言ったようにそういう面での日常的な教育や地域、そういうものを含めながら保護者にも理解をいただくということは必要だろうなと思っているところですので、今、御発言がありました中身と併せてお話をさせていただきました。

その他、いかがでしょうか。どうぞ、石岡委員、お願いします。

(石岡委員)

屋外広告美術業協同組合の石岡です。

この青少年の意識調査、これは毎年やられているのでしょうか。何年かおきとか。

この調査の中で、要するに青森県の調査はこういうふうには毎年出ていますけれども、都会の方の県ですよ、東京でも神奈川とか大阪とか、そういうところでも同じような調査はやられているのでしょうか。

(議長)

状況は分かるでしょうか。そうでなければ、今後、調査をもう1回確認させていただくということになります。

今は不明でよろしいですか。

(石岡委員)

私、広告業みたいなのをやっています、景気でもそうなんですけれども、東京とかあち

らの都会の方でやって、1年後とか半年後とか、そういうのはこちらの方にも来るんですけども、それを考えると、逆に向こうの方でやった調査とこちらの調査を比較すれば、これからの方向性というのも1つ出てくるのではないのかなと思うんですよ。

だから、その辺の調査のところはやられているのかどうか、ちょっとそれを知りたくて質問をいたしました。

(議長)

ありがとうございます。やはり地域性の問題等を含めて考えるとすれば、そういうところの視点というのは非常に重要かと思いますので、また改めて他県の状況も少し調査というか確認をしつつ、次回に生かしていただければと思いますし、いわゆる若者の動向というところを含めて考えた時に、やはり就職の問題だとか関連性が当然出てくると思いますので、それらを含めての動向も情報としてはいろいろ確認をしていきたいと思っております。ありがとうございます。

その他、御意見はいかがでしょうか。田中委員、お願いします。

(田中委員)

ちょっとお聞きしたいのですが。声かけ運動、私は地域の中で活動をしている立場と、それから保育園の小さい子に関わっている関係で、ちょっと日頃感じていることがあるのですが。

声かけ運動が、一時、数年前に、廃止じゃないんですけど、いろんな方が声をかけたら返事をしないようにしなさいと、挨拶は止めましょう、そういうのが一時すごく出たんですよ。それで私は、子ども会あたりでも、「何でもこういうふうになるの?」と、いろんな犯罪がらみだったんですが。でも、いつの頃か、ここ数年、声をかけましょうというのが出てきて、ある校長先生などは学校の門に毎日立って挨拶運動をしているんですね。すごいなと思って見ていて。私は日頃、仕事をしていて、子どもたちは些細なことなんだろうと思うのですが、子どもたちが一日元気でいれるという基本的なことは、朝、私たちが子どもたちの名前を言って、子どもを認知してあげて、「誰々ちゃん、今日は元気だね」というふうに声をかけるとその子は一日元気なんですよ。同時に小学生でもそうだと思うし、ましてや私たち大人で、私でもそうですが、「誰々さん、今日はきれいですね」とか「今日は元気ですね」と言われたら一日いっぱい元気なんですよ。これが不思議なことに。人って、たぶんね、私思うんですけど本当に基本の些細なことで、その人、自分を認めてもらって名前を呼んでもらって、名前を呼んでもらえなくても朝、声をかけてもらって笑ってもらえて、「ああ、すごいね」と言われただけですごく元気になって、心に何か優しい気持ちが出てくると私は思うので、この優しい気持ちを持てたら、子どもたちを見ていると本当にいじめたりしません。例えば保育園でも幼稚園でもいじめたりしないんですよ。

朝ちょっと声をかけるのを、忘れるわけじゃないんですけども、ちょっと傍におけない

子どもが、何かのはずみで誰かに意地悪をすとか、そういうことが結構あったりするんで、声かけまで行かなくても、ある程度の声かけ、挨拶、これはすごく大事だなと思っていて。

ここに実施校が12校とありますが、この根拠は何だろうと私はちょっと思って。例えば県内だとすれば、いろんな学校施設、幼稚園・保育園・学校、いろんなところでいろんな声を一斉に出して、実施の12校というのは調査のため、私の感想ですけど、調査をする段階でどうだったのかという結果公表のためなのかなと、ちょっとひどい考え、思い違いもあるかもしれないのですが、そんなふうに思ったりして。

本当にまとまらないんですけど、声かけてすごく大事だなと。これが多分いじめでも、いろんな問題の、他にはスマホでも根底にあるんじゃないかなと、私、日頃すごく思っているんですね。

例えばお遊戯会をやっても学習会をやっても、今のお母さん方は拍手をしません。拍手をしないで我が子の写真をスマホで撮っているんですよ。拍手をする場面にスマホを掲げているという親がほとんどで、子どもたちは親の拍手する姿を求めているんですが、そういうお母さん、お父さんがほとんどいなくてビデオを撮ったりとかスマホで写真を撮ったりとか、そういうことがすごく多くて。これってすごく、これが本当に根底にあるいじめであれ、のけものにすとか、いろんな犯罪の根底にあるんじゃないかなと私は思うので、これをどうしたらいいのかなとすれば、私の考えでは、1つにはやっぱり声かけであって、大人が、私たちが仲良くするのを見せてあげるとか、そのぐらいも1つの方法かなと思ったりして、すごくいろんな考えることが多いので、実施12校を決めた根拠をお聞きできればと。また、まとまらないんですけど、感想を一緒に言いました。

以上です。

(議長)

ありがとうございます。

まず、実施校12校に関しての疑問がありましたので、お答えいただけますでしょうか。

(事務局)

資料4-6の地域の見守り輝く笑顔推進事業の県内一斉声かけ活動の実施の部分についての御質問だと理解をさせていただきます。

こちらの①の県内一斉声かけ活動の実施の中で、重点実施校12校となっておりますけれども、基本的に県内一斉声かけ活動につきましては、県内の全小学校、中学校、高等学校、そして特別支援学校の方に、期間を定めた間に実施するように要請をしております。それで4月に実施した部分に関してはほとんどのところで実施しているという状況で、一部、行事が重なってどうしてもできないとか、そういう事情がある学校さんは週をずらしたりして実施しているという状況でございます。

そして、この重点実施校につきましては、特に我々事務局、県の方でも出向いたりしなが

ら、一緒に状況を把握しながら、声かけを一緒にやっていきたいと思いますということで重点的に我々も取り組むということで選んだ学校ということで、県内を6地区に分けて、小学校1校、中学校1校ということで、計12校という設定をさせていただいたというものでございます。

ですので、一斉声かけの期間、年4回の部分につきましては全校でやっていただくということで呼びかけているということでございます。この声かけの必要性につきましては、知事も必要だということで、4月に知事自ら戸山西小学校さんにお邪魔をさせていただいて声かけをしているところでございますので、委員のおっしゃるとおり非常に大事だと認識をしております。

(議長)

ありがとうございます。声かけということで、1つ大きな部分ですが、先ほど田中委員が言いましたように声かけとは何だろうかという一つの方法で言いますと、実は人間関係の基本的な部分としては、声かけは誰がしても返事をするかということ、そうではないわけですよ。知事さんのニュースが非常にクローズアップされるのは、当然知事さんが声かけをして、ただし、あれが知事とは分からないという子どもだったら返事をするかという話になるわけですね。いわゆる知らない人が声をかけたらそれは返事をするなということで、人間関係というのをきちんと理解をした上でそういう行動を取れるかというのは非常に重要なことになると思います。

ですから、いわゆる先ほど私が事業として行っている断るスキルを身に付けるというのは、人間関係としてその人が知っているか、知らないかによって、きちんと事実、いわゆるその人がどうなのか、それから自分の状態がどうなのか、それから誘われるということを断るということは、いわゆる知っている人か知らない人かによってきちんと感情を表現するかしないかということが1つのスキルとして練習をしましょうというのが1つの提案としてあります。

ですから、この声かけという1つの中身には、そういう人間関係というのはどうなのかということも理解しつつ行動をとれる、それは実は当たり前の行動というふうに私たちは言っているのですが、そういうことを含めながら教育の現場の中にも一つひとつ、そういう対人関係行動といいますか、そういうところを含めた身に付ける必要があるだろうし、それは思いやりとか感情の表現の仕方にも表れてくるだろうと思っているところです。

非常に今の御意見の中でいろいろ考えていかなければいけない問題かと思っておりますので、ありがとうございます。

その他、ございませんでしょうか。お願いいたします、佐藤委員。

申し訳ありません、後半になって皆さん、言いたいことがあると思うので、急いで短時間でお願いします。

(佐藤委員)

すいません、今、挨拶の話が出たので。

今日、私、十和田市から来るのに、三本木小学校が十和田市にあるんですけど、そちらの方の防犯パトロールとあいさつ運動の10周年というので、今日、10時から出発式をしております。10年前に私は青少年育成協議会の会長を仰せつかりまして、その時の青少年育成協議会は何をするかという項目が、地域と学校と家庭が1つになって子どもたちを育みましょうという趣旨のもので青少年育成協議会を今やっているんですけど。元々は、先ほどもお話がありました昭和51年、そのぐらいから世の中がすごく高度成長時代で良かった時代の時の子どもたちがすごく荒れたということがありまして、自殺とか家庭内暴力とかというので、三本木小学校の方も昭和61年に青少年育成協議会というのを立ち上げて、子どもたちを地域で守りましょう、学校で守りましょうと、皆さん連携して育てましょうというのが趣旨のもので活動をしているのですが。

その中でちょうど挨拶運動も、内閣府が設定している強調月間というのもございまして、その時から夏休みとか11月とかに行つて。それから、三本木小学校みたいに街の真ん中なので子どもたちに挨拶をしなさいと言っても、もう車でもブンブン行ってしまつて、子どもが挨拶をする地域の人と出会えないということがありまして、それではどうしたら子どもたちを地域で見守ることができるのかなという考えから、地域の方に防犯パトロールもそうなんですけれど、地域が41町内会あるので、その町内会の方に防犯パトロール、それから挨拶運動に協力してくれる人がいないですかというふうに毎戸に全部お願いをしたら、今、80人くらいの方に協力していただいて、毎日ではできないんですが月2回と、第1、第3の月曜日に各町内会の方たちが子どもが通る交差点に立って、子どもたちに「おはようございます」というふうな声かけをするようにしまして、そうしたらだんだん、腕章ばかりつけていると、子どもたちが、「この人は誰？」という不安が出てきまして、いろんなことを考えて、よし、子どもたちと町内の人と接するにはというので挨拶カードというのを作りまして、その交差点に子どもたちが通つて挨拶をしたら、そのカードをあげるというのを3年続けました。子どもたちも何かカードの後ろには10枚たまったら3学期の終わりには何かプレゼントをすると書いて。子どもたちと接するために立っている時に、子どもたちにも学校の先生を通して、「交差点に挨拶をしてくれる人がいるから、きちんと挨拶をしなさいよ」と言うのもきちんと伝えていたので、子どもたちとコミュニケーションができて、町内の人とすごく子どもたちのいるところに立つてくれるようになりまして、今は、先ほども言っていた、何のために挨拶をするんだろうねという観点にもなるんでしょうけれど、挨拶をすることによって、本当に先ほどお話をしたように、知らない人に声をかけられ、いつも同じ人がかけると、喜びで、「今日は何人と挨拶をしてきましたか」と、私、学校の校門の前で立っていると、「今日ね、いっぱいパトロール隊の挨拶の人がいてね、35人と挨拶をしたの」「35枚、もらってきたの？あなた」「違う、1年生の人が持たれなかったから、きちんと挨拶運動の人に挨拶をするとかわいいカードをもらえるんだよ」というふうな感

じで。あれからずっとやってきて、今、10年やっているんですけど。

その挨拶のおかげで、子どもたちが飛び出しをするという時に、高学年のお友達が「危ないよ」という言葉をかけるようになるそうです。挨拶を家の中でも友達と挨拶をすると、お互いに危険な時は大きな声で人を助けることもできるという話を。これは大阪の方で、昔小学校に不審者が来て、ナイフを持って子どもを28人くらい殺傷したという事件がありまして、その時の校長先生の、カウンセリングをしたという藤田先生、神戸大学の先生が、三本木小学校に子どものセーフコミュニティの関係で寄ってくれた時に、挨拶をきちんと朝から家庭でもしたり登下校でもすると、危険な時とつさに声が出ると。挨拶をしない子どもはとつさに危険な時があると声が出ないそうです、という話もしていたので、挨拶というのは人も助けてくれるんだよ、人に助けられることもあるんだよという話をしていましたので、皆さんで挨拶をするようによろしくお願いします。

(議長)

ありがとうございます。挨拶カードというお話がありまして、それは社会学習理論上から言うと、トークンエコノミーと、いわゆる褒美をあげるということで行動を強化する方法としては非常にいい方法と理論的にはありますので、それをどのようにしていくか。

褒美をあげるというのは、日本の中ではまだまだ了解できていないのですが、いわゆる行動を変容する、強化するというのは非常にいいことだというお話をいただきました。ありがとうございます。

すいません時間が来てしましまして、申し訳ございませんが、最後にどうしても、まだ発言をされていない方も含めて、いかがでしょうか。よろしければ伺いたいと思いますが、お願いいたします。申し訳ありませんが、これで最後にさせていただきます。

(引間委員)

引間と申します。よろしく申し上げます。時間も押し迫っていますので、簡単に情報提供と言いますか体験談を私の方からまたさせていただきたいと思えます。

ネットの利用というところで、睡眠不足になったことがありますかということで、私の甥っ子が、それこそ高校生の時にずっと夜中までインターネット、携帯をいじっていたら、睡眠不足じゃなくて睡眠障害になって寝られなくなってしまったんです。それで高校生なのに、そういうふうなクリニックの方に通って治療をしたということがございました。

ぜひ先生方の方から、指導の際には、こういうこともあったんだよと使っていて結構ですので、指導していただければなと思えます。

またネットの利用状況につきましても、私の娘の話ですけども、本当にただ買い物をするのではなくて、コンサートに行くチケットを抽選でネットで出すと。取れないといけなから友達も一緒に買う。それで両方とも取れたら、今度は多くなるので、今度はネットで友達を募るんだそうです。そうすると知らない人でも一緒にそのコンサートに行くというよ

うな使い方もしているようですので、参考にさせていただければと思います。

以上です。

(議長)

ありがとうございます。睡眠障害等のことも含めてのこととも言いましたが、いわゆる依存性の問題を含めて脳障害とか併せてそうですが、基本的に、私はそんなことはならないということの方がより危険性がある状況というのがありますし、依存症というのはやはり誰でもなり得る可能性があるということも含めて、今後、様々な教育の現場を含めて学習機会を増やして行って、理解いただければと思います。

大変申し訳ございません。時間になりましたので、皆様の御協力でいろんな御意見をいただきました。この審議会の中での様々な検討を含めて、今後またより良い青少年健全育成ということへの糧にさせていただくようにして、事務局の方はそれをまた取りまとめて、次回の指針に合わせていただければと思います。よろしく願いいたします。

ちょっと時間が過ぎまして大変申し訳ございませんでした。進行に御協力をいただきまして、ありがとうございます。ここで私の役目は終了させていただきます。

では事務局の方、よろしく願いいたします。

(司会)

船木副会長、委員の皆様、どうもありがとうございました。皆様からいただきました御意見、御提言を参考にさせていただき、今後の取組に反映させてまいりますので、引き続きお力添えのほど、よろしく願いいたします。

次回の審議会の開催は9月頃を予定していますので、よろしく願いします。

また、審議会終了後、この会場にて図書類等部会を開催いたしますので、図書類等部会の委員の皆様につきましては会場の準備が整うまでお待ちいただくようお願いいたします。

本日は、予定の時間が過ぎてしまいましたが、誠にありがとうございました。